# ＜養育費請求調停を申し立てる方へ＞

## 1　概要

子どもを扶養する義務は両親にありますので，両親が離婚した場合であっても，双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には，子を監護している親から他方の親に対して，家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして，養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には，子の監護に関する処分（養育費）調停事件として申し立てます（離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は，夫婦関係調整調停（離婚）を利用してください。夫婦が別居中に，子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は，婚姻費用の分担調停を利用してください。）。

また，一度決まった養育費であってもその後に事情の変更があった場合（再婚した場合や子どもが高校に進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では，養育費がどのくらいかかっているのか，申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について，当事者双方から事情を聴いたり，必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して，解決案を提示したり，解決のために必要な助言をし，合意を目指し話合いが進められます。

なお，話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され，裁判官が，一切の事情を考慮して審判をすることになります。

## 2　申立人

・父

・母

## 3　申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

・　**相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は，次のとおりです。**

| （相手方の住所地） | （申立先） |
|---|---|
| 徳島市，小松島市，阿波市，鳴門市，吉野川市，名東郡，板野郡，勝浦郡，名西郡 | 徳島家庭裁判所 |
| 阿南市，那賀郡 | 徳島家庭裁判所阿南支部 |
| 海部郡 | 徳島家庭裁判所牟岐出張所 |
| 美馬市，美馬郡 | 徳島家庭裁判所美馬支部 |
| 三好市，三好郡 | 徳島家庭裁判所池田出張所 |

## 4　申立てに必要な費用（調停の場合）

(1)　収入印紙・・１２００円（子１人につき）

(2)　郵便切手100円×2枚，84円×8枚，20円×2枚，10円×5枚，1円×10枚

（合計972円分）

（郵便切手については，必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。）

**※　収入印紙と郵便切手は，当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。**

## 5　申立てに必要な書類

(1)　申立書とその写し各１通

①　申立書の写しは，原則として相手方に送付することになります。

②　申立書は，裁判所用，相手方用，申立人（あなた）用として３通（相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたものでも可）作成し，そのうち２通を提出してください。

③　相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は，申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。

(2)　①事情説明書（養育費）

②連絡先等の届出書

③進行に関する照会回答書

(3)　未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（３か月以内に発行されたもの）

## 6　調停手続で必要な資料

次の資料は，申立てをするとき又は第１回調停期日までに提出してください。

(1)　申立人の収入が分かる資料

源泉徴収票写し，給与明細書写し，確定申告書写し，非課税証明書写し等

(2)　過去に養育費に関する取決めをしている場合

調停調書写し，審判書写し，判決書写し，公正証書写し，合意書写し等

## 7　資料の提出方法，資料の閲覧・謄写（コピー）について

(1)　裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は，該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

**※　原本にマジック等で黒塗りすると，後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。**

(2)　裁判所に提出する資料について，他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は，別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し，その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は，５(2)②の「連絡先等の届出書」には，必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。

(3)　裁判所に提出された資料等については，非開示の希望が出されている資料も含め，他方当事者は，閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては，裁判官が，円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して，許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても，場合によっては閲覧・謄写の対象となることがあります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

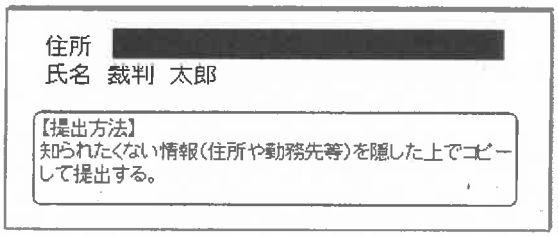


上記(2)の場合

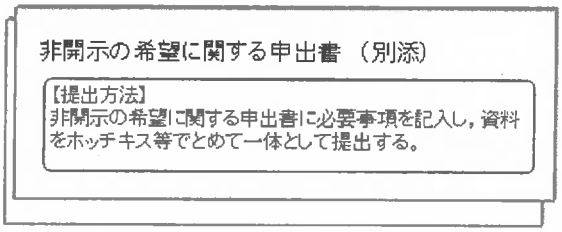


(4) 調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には，調停手続中に提出された資料等のうち，裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は，閲覧・謄写（コピー）の申請があれば，原則として許可されることになります。

## 8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。１回あたりの時間はおおむね２～３時間程度です。調停では，それぞれ別々の待合室でお待ちいただき，交互又は同時に調停室に入ってもらって，調停委員が中立の立場で，それぞれのお話をお聞きしながら話合いを進めていくことになります。詳しくは別添のＱ＆Ａをご覧ください。

令和　　年（家　　）第　　号

# 事情説明書（養育費）

この書類は，申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ(**複数可**)，空欄には具体的に記入して，申立ての際に提出してください。
**なお，この書類は，相手方には送付しませんが，相手方から申請があれば，閲覧やコピーが許可されることがあります。**

| | |
|---|---|
| 1　今回あなたがこの申立てをした「きっかけ」「動機」を書いてください。 | |
| 2　調停で対立すると思われることはどんなことですか。（該当するものに，チェックしてください。複数可。） | □　申立人の収入の額　　□　相手方の収入の額<br>※「養育費請求調停を申し立てる方へ」を参照し，収入に関する書類等を提出してください。<br>□　申立人にかかる費用の額　□　医療費　□　その他（　　）<br>□　未成年者にかかる費用の額　□　大学，私立小中高校の学費　□　医療費　□　その他（　　）<br>□　養育費の取決めの有無や内容<br>□　その他（　　） |

3　それぞれの同居している家族について記入してください（本人を除く。）。

※申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。

| 申立人（あなた） | | | | 相　手　方 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 氏　名 | 年齢 | 続柄 | 職業等 | 氏　名 | 年齢 | 続柄 | 職業等 |
| | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 4　それぞれの収入はどのくらいですか。 | 月収（手取り）　約　　万円<br>賞与（年　回）計約　　万円<br>□実家等の援助を受けている。月　　万円<br>□生活保護等を受けている。　月　　万円 |
| 5　住居の状況について記入してください。 | □　自宅（ローン月額　　円）<br>→　□申立人□相手方が，ローンを支払っている。<br>□　申立人及び当事者以外の家族所有<br>□　賃貸（賃料月額　　円）<br>→　□申立人□相手方が，賃料を支払っている。<br>□　その他（　　） |

| 相　手　方 | |
|---|---|
| 月収（手取り）　約　　万円<br>賞与（年　回）計約　　万円<br>□実家等の援助を受けている。月　　万円<br>□生活保護等を受けている。　月　　万円 | |
| □　自宅（ローン月額　　円）<br>→　□申立人□相手方が，ローンを支払っている。<br>□　申立人及び当事者以外の家族所有<br>□　賃貸（賃料月額　　円）<br>→　□申立人□相手方が，賃料を支払っている。<br>□　その他（　　） | |

令和　　年　　月　　日　　申立人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

□（家イ）
令和　　年　　第　　号（期日通知書等に記載されている事件番号を書いてください。）
□（家）

# 連絡先等の届出書

## 1　送付場所

標記の事件について，書類は次の場所に送付してください。

□　申立書記載の住所のとおり

□　下記の場所

場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

場所と本人との関係：□住所　□就業場所（勤務先）

□その他　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## 2　平日昼間の連絡先

携帯電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

固定電話番号（□自宅／□勤務先）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　どちらに連絡があってもよい。

□　できる限り，□携帯電話／□固定電話への連絡を希望する。

＊　１，２について非開示を希望する場合には，非開示の希望に関する申出書を作成して，その申出書の下に本書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて一体として提出してください。

＊　連絡先等について非開示を希望する場合には，原則として，開示により当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがあると解し，開示することはしない取扱いになっておりますので，その他の理由がなければ，非開示の希望に関する申出書の第２項（非開示希望の理由）に記載する必要はありません。

令和　　年　　月　　日

□申立人／□相手方　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

令和　　年（家　　）第　　号

# 進行に関する照会回答書（申立人用）

この書面は，調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(複数可)，空欄には具体的な事情等を記入して，申立ての際に提出してください。
※　この書類は，相手方に送付しません。また，閲覧やコピーをされることもありません。

| | |
|---|---|
| 1　この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。 | □　ある。(そのときの相手方の様子にチェックしてください。)<br>□ 感情的で話し合えなかった。　□ 冷静であったが，話し合いはまとまらなかった。<br>□ 態度がはっきりしなかった。　□ その他（　　）<br>□　ない。(その理由をチェックしてください。)<br>□ 全く話合いに応じないから。　□ 話し合っても無駄だと思ったから。<br>□ その他（　　） |
| 2　相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。 | □　応じると思う。<br>□　応じないと思う。<br>□　分からない。<br>(理由等があれば，記載してください。) |
| 3　調停での話合いは円滑に進められると思いますか。 | □　進められると思う。<br>□　進められないと思う。<br>□　分からない。<br>(理由等があれば，記載してください。) |
| 4　この申立てをすることを相手方に伝えていますか。 | □　伝えた。<br>□　伝えていない。<br>□ すぐ知らせる。　□ 自分からは知らせるつもりはない。　□ 自分からは知らせにくい。 |
| 5　相手方の暴力等がある場合には，記入してください。 | 1　相手方の暴力等はどのような内容ですか。<br>□大声で怒鳴る・暴言をはく。　□物を投げる。　□殴る・蹴る。　□凶器を持ち出す。<br>(1) それはいつ頃のことですか。<br>＿＿＿＿＿＿頃　から　＿＿＿＿＿＿頃　まで<br>(2) 頻度はどのくらいですか。<br>年・月＿＿＿＿＿＿回<br>2　相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。<br>□ない　□ある（ケガや症状等の程度　　）<br>3　配偶者暴力に関する保護命令について，該当するものをチェックしてください。<br>□申し立てる予定はない。　□申し立てる予定である。<br>□申し立てたが，まだ結論はでていない。　□申し立てたが，認められなかった。<br>□認められた。　※保護命令書の写しを提出してください。<br>4　相手方の調停時の対応について<br>□裁判所で暴力をふるう心配はない。<br>□申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。<br>□裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。<br>□裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。<br>□裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。<br>□裁判所へ薬物，アルコール類を飲んでくるおそれがある。 |
| 6　調停期日の差し支え日等があれば書いてください。<br>※　調停は平日の午前または午後に行われます。 | 申立人の　□　希望日　　曜日　午前・午後<br>□　差し支え日　　曜日　午前・午後<br>(すでに差し支えることがわかっている日→　　)<br>相手方の　□　希望日　　曜日　午前・午後<br>□　差し支え日　　曜日　午前・午後<br>(※分からなければ記載しなくてもかまいません。) |
| 7　裁判所に配慮を求めることがありますか。 | |

【令和　　年　　月　　日　　申立人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印】

令和　　年（家イ）第　　号

# 非開示の希望に関する申出書

必ずステープラー（ホッチキスなど）で非開示を希望する書面を留めて下さい。

1　別添の書面については，非開示とすることを希望します

※　非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し，本申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて一体として提出してください。

※　資料の一部について非開示を希望する場合は，その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

※　非開示を希望しても，裁判官の判断により開示される場合もありますので，あらかじめご了承ください。なお，連絡先等の届出書について非開示を希望する場合には，原則として開示することはしない取り扱いになっています。

2　非開示を希望する理由は，以下のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です。）。

□　事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。

□　当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。

□　当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。

□　当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，その者の名誉を著しく害するおそれがある。

□　その他（具体的な理由を書いてください。）

……

……

……

令和　　年　　月　　日

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

**※　この書面は非開示を希望する書面がある場合にだけ提出してください。**

# 子の監護に関する処分（養育費）Q＆A

**Q１　「養育費」には，どのような費用が含まれるのですか？**

一般的には，子の衣食住等に要する生活費のほか，教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

**Q２　養育費は，子が何歳になるまで支払ってもらうことができるのですか？**

調停では，お互いの意向に基づいて話合いが進められますが，養育費は，一般に子が親から独立して生活できる年齢に達するまで負担しなければならないと考えられており，具体的な年齢は，その子の精神的，社会的，身体的な発達などを考慮して決められます。実務上，18歳になるまで，高校を卒業するまで，あるいは20歳になるまでとしている例が多く見られます。

**Q３　養育費の額は，どのように決められるのですか？**

調停では，お互いの意向に基づいて話合いが進められますが，双方の収入状況や子の人数，年齢その他一切の事情が考慮されます。

**Q４　調停での話合いがまとまらない場合は，どうなるのですか？**

調停は不成立として終了しますが，引き続き審判手続で必要な審理が行われた上，審判によって結論が示されます。

**Q５　審判の内容に不服がある場合，不服申立てをすることはできますか？**

審判書謄本が送達された日の翌日から２週間以内であれば，不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには，期間内に，抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を，審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは，審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

**Q６　父又は母が再婚したり，就職，退職するなどして収入状況が変わった場合，調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか？**
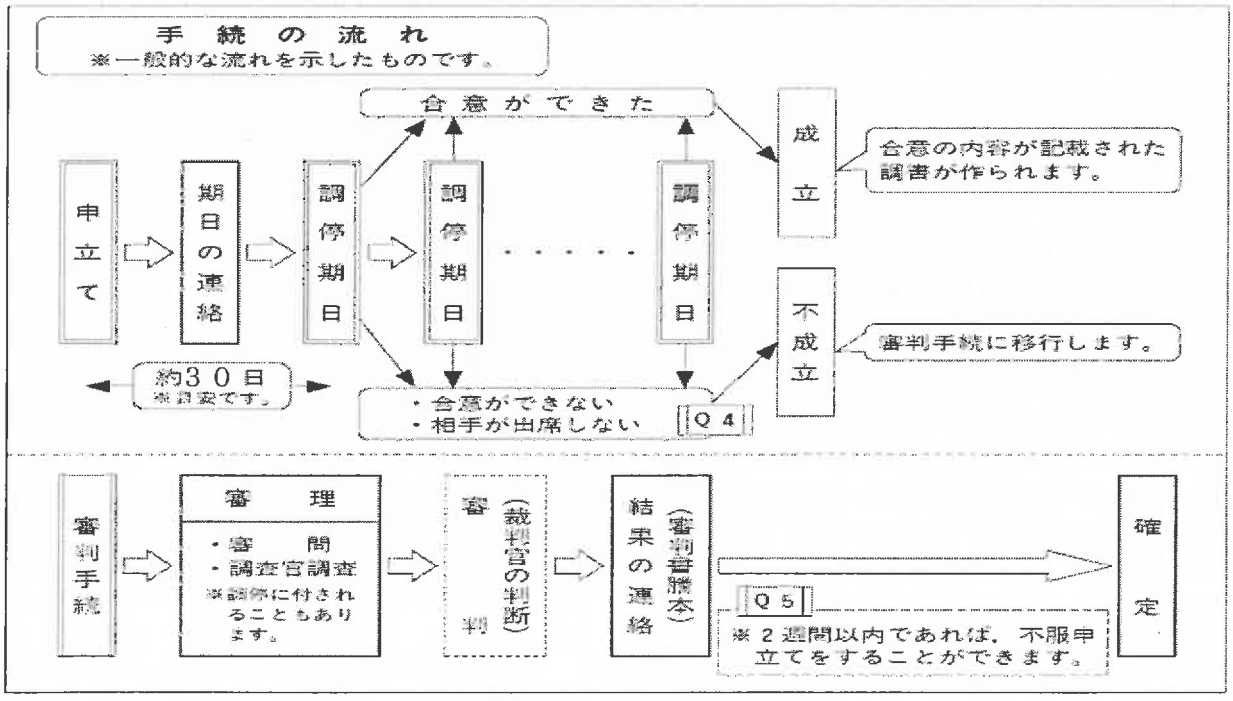
審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり，実情に合わないと思われるときは，取り決められた養育費の額の変更を求めることができます。